

船舶事故調査報告書

平成23年5月19日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成21年8月26日 00時20分ごろ
発生場所	宮城県石巻市金華山灯台から真方位141°34海里付近 （概位 北緯37°50′ 東経142°02′）
事故調査の経過	平成21年8月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第八十一 ^{てんおう} 天王丸、199トン 140860、大祐漁業株式会社 48.44m×8.60m×3.70m、鋼 ディーゼル機関、2,059kW、平成20年9月
乗組員等に関する情報	船長 男性 56歳 四級海技士（航海） 免許年月日 昭和56年6月11日 免状交付年月日 平成21年4月15日 免状有効期間満了日 平成26年6月15日 甲板長 男性 60歳
死傷者等	負傷 1人（甲板長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、大中型まき網漁業の網船で、船長及び甲板長ほか19人が乗り組み、僚船5隻と船団を構成し、金華山沖の漁場でまき網漁に従事していた。 甲板長は、環巻き作業に際し、環ワイヤの一端をパースウインチに結び付けたのち、船首楼甲板に移動し、アバ綱付きの環状ロープ（以下「本件ロープ」という。）をブルワーク船首端部に備えた三方ローラ（デッキエンドローラ）を經由して同甲板付きの鋼製フックに掛けた。 甲板長は、その後、三方ローラの脇に立ち、吊上げ用ロープを用いて漁網を吊り上げる作業に取り掛かったところ、平成21年8月26日00時20分ごろ、本件ロープが切断し、スナップバック（緊張状態のロープが切断した際に跳ね返る現象）した本件ロープが両足に当たった。 甲板長は、本件ロープが当たった衝撃で海中に転落したが、僚船に救助されて病院に搬送され、左膝周辺の複雑骨折及び右足骨折と診断された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：平穏

<p>その他の事項</p>	<p>本船は、平成21年5月、全て新しい漁具に取り替えており、本件ロープも使用期間が約3か月であった。</p> <p>本船の漁網は、長さ約2,100m、網丈約400mであった。</p> <p>本件ロープは、呼び太さ45mmの八つ打ちロープで、引っ張り強さは286kNであった。</p> <p>甲板長は、本件ロープを鋼製フックに掛ける際、本件ロープに損傷などを認めておらず、また、切断の前兆に気付かなかった。</p> <p>本件ロープは、船体及び構造物に接触していない部分で切断していた。</p> <p>本事故後、本件ロープの切断部付近に擦れたような形跡がなく、切断部の両側約10cmの範囲でよりがほどけている状態であった。</p> <p>甲板長は、ヘルメット、合羽、長靴及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>海面付近と水深100mでの潮流差は0.7～0.8ノットで、まき網漁の操業時には、通常の潮流差であった。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 なし</p> <p>本船が金華山沖においてまき網漁の環巻き作業中、本件ロープが緊張する状況となった際に切断したため、甲板長が、スナックバックした本件ロープで両足を負傷したものと考えられる。</p> <p>本件ロープは、切断する際に前兆がなかった可能性があると考えられる。</p> <p>甲板長は、本件ロープの近くで作業をしていたものと考えられる。</p> <p>本件ロープは、使用期間が約3か月であったこと、擦れたような形跡がなかったこと、切断する際の前兆がなかったこと、船体等に接触していない部分で切断したこと、及び切断部の両側約10cmの範囲でよりがほどけている状態であったことから、緊張する状況となった際に左右に振れるなどして船体又は構造物の角等に接触し、切断した可能性があると考えられるが、その状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が金華山沖においてまき網漁の環巻き作業中、本件ロープが、緊張する状況となった際に切断したため、スナックバックして甲板長の両足に当たったことにより発生したものと考えられる。</p>	